

令和 8 年 6 月 亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第 3 6 号 亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に 関する条例の制定について・・・・・・・・・・	1
議案第 3 7 号 亀山市職員給与条例の一部改正について・・・・・・・・	3
議案第 3 8 号 亀山市税条例の一部改正について・・・・・・・・・・	4
議案第 3 9 号 亀山市都市計画税条例の一部改正について・・・・・・・・	8
議案第 4 0 号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一 部改正について・・・・・・・・・・	9
議案第 4 1 号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改 正について・・・・・・・・・・	1 0

件名	亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例	産業環境部 環境課
----	---------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成24年7月に再生可能エネルギー固定価格買取制度が導入され、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーによる発電施設の導入が大幅に進みました。そのような中、太陽光発電施設の適正な導入を図るため、三重県では、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン（平成29年6月30日策定。以下「県ガイドライン」といいます。）」を策定し、本市も県ガイドラインを運用し、太陽光発電施設の適正な導入に努めてきたところです。

一方で、近年、再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴う大規模な森林伐採、農地転用等が問題化しており、土砂災害のリスクの増加、生態系への影響、景観の悪化等が懸念されています。本市においては、事業者と市民とのコミュニケーション不足、柵や標識の不備、草刈り等の維持管理面等の不安の声が多くある状況です。これらの声の多くは、県ガイドライン対象外の施設に関するものであることから、当該施設に対する対応強化に努め、市民の生活環境の保全及び持続的な地域社会の発展に寄与することを目的として、本条例を制定するものです。

2 制定内容

太陽光発電施設の設置に関する基準及び手続を定め、適正な導入を図ります。

- (1) この条例における用語の定義を定めます。 <第2条関係>
- (2) 市、事業者等、土地所有者等及び市民の責務を定めることで明確性と透明性を確保します。 <第3条から第6条関係>
- (3) 自然環境の保全及び災害の防止を目的に禁止区域を指定します。ただし、法令の規定に基づいて太陽光発電施設の設置が許されている場合を除きます。 <第7条関係>
- (4) 太陽光発電施設の設置許可の申請をしようとする事業者（以下「申請予定事業者」といいます。）は、当該申請前に市長と協議を行わなければな

らないこととします。 <第8条関係>

(5) 申請予定事業者は、事前協議終了後に近隣住民等に対し説明会を実施しなければならないこととします。 <第9条関係>

(6) 事業者は、太陽光発電施設設置事業を実施する前に、当該事業計画について市長の許可を受けなければならないこととします。

<第10条関係>

(7) 太陽光発電施設に係る設置許可の基準等について定めます。また、環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものについては、亀山市環境保全審議会の意見を聴くことができることとします。

<第11条関係>

(8) 設置許可を受けた事業者は、太陽光発電施設の廃棄等に要する費用を積み立てなければならないこととします。 <第14条関係>

(9) 太陽光発電施設設置事業に関し、必要な措置を講じなければならない状況が発生した場合は、事業者等又は土地所有者等に対して期限を定めて当該措置を講ずるよう勧告することができることとします。

<第23条関係>

(10) 勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができることとします。 <第24条関係>

(11) 命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該命令の内容を公表することができることとします。 <第25条関係>

3 その他

施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	総務財政部 総務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>国家公務員において、扶養親族のうち大学生年代の扶養親族の所得限度額が引き上げられたことを踏まえ、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>扶養親族とすることができない者の要件のうち、所得限度額について、満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上とします。</p> <p style="text-align: right;">＜第20条関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とし、令和8年4月1日から適用します。</p>		

件名	亀山市税条例の一部を改正する条例	総務財政部 税務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」といいます。）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>市民税関係</p> <p>(1) 所得税において扶養親族等申告書の提出が不要な場合[*]であっても、個人市民税において扶養親族等の必要な情報が得られるよう提出義務の範囲を拡大します。 <第27条の3関係></p> <p>[*]「所得税において扶養親族等申告書の提出が不要な場合」とは、65歳以上で公的年金収入金額が205万円以下である等、所得税が非課税となる場合です。</p> <p>(2) 医師によって処方される医薬品からドラッグストアで購入できるように転用された特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、適用期限（現行：令和9年度末）を廃止します。 <附則第10条関係></p> <p>(3) 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を現行の令和7年度末から令和12年度末まで5年延長します。 <附則第14条の2の2関係></p> <p>(4) 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例[*]の適用期限（現行：令和9年度末）を令和12年度末まで3年延長します。 <附則第15条関係></p> <p>[*]「肉用牛の売却による事業所得の課税の特例」とは、家畜市場、食肉卸売市場等で肉用牛を売却したときに発行される売却証明書を税務申告時に提出することにより、当該事業所得に係る所得税や住民税が免除される制度です。</p> <p>(5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例[*]の適用期限（現行：令和8年度末）を令和11年度末まで3年延長します。 <附則第33条関係></p> <p>[*]「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」とは、所有期間が5年を超える土地等を優良住宅地の造成のために譲渡した場合に、分離課税の長期譲渡所得に対する税率が軽減される制度です。</p>		

(6) 個人市民税の所得割の納税義務者が特定暗号資産を譲渡した場合の譲渡所得は、他の所得と分離して所得割を課することとします。

＜新附則第36条の3関係＞

固定資産税関係

(7) 固定資産税について、家屋に係る免税点にあつては30万円（現行：20万円）に、償却資産に係る免税点にあつては180万円（現行：150万円）にそれぞれ引き上げることとします。 ＜第68条関係＞

(8) 地方団体が税額又は課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置＜通称：わがまち特例＞について、次のとおり規定を整備します。 ＜附則第17条の2関係＞

ア 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に新たに取得された特定再生可能エネルギー発電設備の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例割合について、法において参酌することとされている特例割合が見直されたことから、本条例において定める特例割合を次のように改めます。

【現行】

設備区分	本条例で定める特例割合	法において参酌することとされている特例割合
太陽光発電設備	3分の2	3分の2
出力が1,000kw以上のもの	4分の3	4分の3
風力発電設備	3分の2	3分の2
出力が20kw未満のもの	4分の3	4分の3

【改正後】

設備区分	本条例で定める特例割合	法において参酌することとされている特例割合
太陽光発電設備（ペロブスカイト太陽電池 ^{※1} を使用した一定の太陽光発電設備に限る。）	2分の1	2分の1
風力発電設備（再エネ海域利用法 ^{※2} に基づくもの）	5分の3	5分の3
風力発電設備（港湾法に基づくもの）	3分の2	3分の2
風力発電設備（温対法 ^{※3} 又は農山漁村再エネ法 ^{※4} に基づくもの）		

- ※1 「ペロブスカイト太陽電池」とは、ペロブスカイト構造を有する結晶材料を用いた、軽量で柔軟性に優れたことが特徴の次世代型太陽電池のことをいいます。
- ※2 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号）
- ※3 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ※4 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）

イ 特例措置が新たに導入されたことに伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に規定する特別特定建築物^{*}に該当する家屋のうち、国の補助を受けて、同法に基づく建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修工事を行った一定の家屋に対して課する固定資産税額の特例割合は、法において参酌することとされている特例割合（3分の1）とします。

※「特別特定建築物」とは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、移動等円滑化が特に必要な施設（劇場、音楽堂、特別支援学校、保健所、老人ホーム、福祉ホームなど）をいいます。

- (9) 当該特別特定建築物に係るわがまち特例による減額を受けようとする者は、住所、氏名等を記載した申告書を提出しなければならないこととします。 <附則第18条関係>

その他

- (10) その他規定の整理を行います。

<第17条、第22条、第26条、第27条の2、第27条の3、附則第14条の3、附則第16条の2、附則第30条の3、附則第31条から附則第33条まで、附則第35条、附則第36条、附則第37条、附則第42条の2及び附則第42条の3関係>

3 その他

- (1) 施行日は、公布の日とします。ただし、一部の規定の施行日は、次のとおりとします。

ア 市民税の申告第1項ただし書、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を拡大する改正規定、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の適用期限を廃止する改正規定、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長する改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める

部分に限ります。)並びに個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を廃止する改正規定は、令和9年1月1日とします。

イ 固定資産税の免税点に係る規定及び当該規定に係る経過措置の施行日は、令和9年4月1日とします。

ウ 本条例で引用する「法附則第5条の6第2項」を「法附則第5条の6第3項又は第4項」に改める改正規定、長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の適用に関する改正規定及び優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の改正規定(第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。)の施行日は、令和10年1月1日とします。

エ 寄附金税額控除における特例控除額の特例の「附則第37条第1項」を「附則第36条の3第1項又は附則第37条第1項」に改める改正規定及び特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例を加える改正規定並びに改正附則第2条第3項及び第5項の施行日は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第●号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日とします。

(2) 固定資産税の免税点を引き上げる改正規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるとする経過措置を設けるほか、この条例の施行に関し必要な経過措置を設けます。

件名	亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	総務財政部 税務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>（1）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、国の補助を受けて、同法に基づく建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修工事を行った一定の家屋について、地方団体が税額又は課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置〈通称：わがまち特例〉の対象とされたことから、当該家屋に対して課する都市計画税額の特例割合は、地方税法において参酌することとされている特例割合（3分の1）とします。</p> <p style="text-align: right;">〈新附則第6項関係〉</p> <p>（2）当該特別特定建築物に係るわがまち特例による減額を受けようとする者は、住所、氏名等を記載した申告書を提出しなければならないこととします。 〈新附則第7項関係〉</p> <p>（3）その他規定の整理を行います。</p> <p style="text-align: center;">〈附則第4項、附則第5項及び新附則第8項から新附則第19項まで関係〉</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

件名	亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	市民文化部 市民課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>本条例で引用している電気通信事業法第12条の2第4項第2号ロが繰り下げられることに伴う規定の整理を行います。 <第12条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

件名	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	消防本部 消防総務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」といいます。）の一部が改正され、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額が改定されることから、政令で定める基準に従い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を315,000円から330,000円に引き上げます。</p> <p style="text-align: right;">＜第21条関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、公布の日とします。</p> <p>(2) 改正後の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。</p>		